

生駒市地域包括支援センターの人員及び運営に関する
基準等を定める条例（案）の制定について

1 改正の内容

第3次地方分権一括法の施行により介護保険法の一部が改正され、地域包括支援センターの職員等に係る基準及び当該職員の員数に関する事項等の規定を条例で定めるものとされたことに伴い、本市の地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める。

2 施行期日

平成27年4月1日

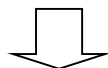
平成26年12月市議会 条例案上程予定

3 第3次地方分権一括法による介護保険法等の改正内容

(1) 介護保険法の一部改正（平成26年4月1日施行）

・・・別紙①「第95回社会保障審議会介護給付費分科会資料」参照

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成25年法律第44号）（平成25年6月14日公布）

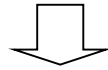


地域包括支援センターの職員等に係る基準及び当該職員の員数に関する事項等の規定を条例で定めるものとされた。

介護保険法	
改正前	改正後
(地域包括支援センター) 第115条の46 省略 2・3 省略 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。 <u>(新設)</u>	(地域包括支援センター) 第115条の46 省略 2・3 省略 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして市町村の条例で定める基準を遵守しなければならない。 5 <u>市町村が前項の条例を定めるに当たっては、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数については厚生労働省令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については厚生労働省令で定める基準を参酌するものとする。</u> <u>6-9</u> 省略
<u>5-8</u> 省略	

(2) 介護保険法施行規則の一部改正（平成 26 年 4 月 1 日施行）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備
に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令
（平成 25 年厚生労働省令第 105 号）（平成 25 年 9 月 13 日公布）



介護保険法第 115 条の 46 第 5 項の厚生労働省令で定める基準に係る規定が改正された。

・・・別紙②「介護保険法施行規則（抄）」のとおり

生駒市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例（案）

※当市法制担当との審査等により、今後修正が入る可能性があります。

厚生労働省令	条例（案）
介護保険法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準（一部） （介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）	生駒市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準等を定める条例
第百四十条の六十六 法第百十五条の四十六第五項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。	（趣旨） 第１条 この条例は、介護保険法（平成９年法律第１２３号。以下「法」という。）第１１５条の４６第４項の規定に基づき地域包括支援センターの人員及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。
一 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準	（職員に係る基準及び当該職員の員数） 第２条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね３，０００人以上６，０００人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。
イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第１号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。 （１）保健師その他これに準ずる者 一人 （２）社会福祉士その他これに準ずる者 一人 （３）主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人	（１）保健師その他これに準ずる者 １人 （２）社会福祉士その他これに準ずる者 １人 （３）主任介護支援専門員（介護保険法施行規則（平成１１年厚生労働省令第３６号）第１４０条の６８第１項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 １人

ロ イの規定にかかわらず、次の（１）から（３）までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。 （１）第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合 （２）市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合若しくは広域連合であって、イの基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（３）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合 （３）市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合	2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して第１号被保険者の数が３,０００人未満の特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると生駒市介護保険運営協議会において認められた場合における地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第１号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。
--	---

担当する区域における 第一号被保険者の数	人員配置基準	担当する区域における 第1号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	イの（1）から（3）までに掲げる者のうちから一人又は二人	おおむね1，000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから1人又は2人
おおむね千人以上二千人未満	イの（1）から（3）までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね1，000人以上2，000人未満	前項第1号から第3号までに掲げる者のうちから2人（うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のイの（1）に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のイの（2）又（3）に掲げる者のいずれか一人	おおむね2，000人以上3，000人未満	専らその職務に従事する常勤の前項1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の前項2号又は3号に掲げる者のいずれか1人
二 法第百十五条の四十六第四項の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準 イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第二十四条第二項に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。 ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。		（運営に関する基本方針） 第3条 地域包括支援センターは、前条第1項に掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、法第24条第2項に規定する介護給付等対象サービスその他の保険医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならない。 （運営に関する基準） 第4条 地域包括支援センターは、生駒市介護保険運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保するものとする。	

	(委任) 第 5 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。 附 則 この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。
--	--

2 第3次地方分権一括法の成立・公布に伴う基準省令改正について①

第3次地方分権一括法に基づき、地方公共団体が①居宅介護支援事業所、②介護予防支援事業所、③地域包括支援センターの人員配置基準等を定める際に従う「厚生労働省令で定める基準」（「従うべき基準」「参酌すべき基準」）を、今回の省令改正により定める。「厚生労働省令で定める基準」を定めることについては諮問事項である。

1. 指定居宅介護支援事業所の有する介護支援専門員の員数、居宅介護支援の事業の運営に関する基準を都道府県（指定都市・中核市）が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象

① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの

ア 居宅介護支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・ 従業者及びその員数
- ・ 管理者

イ 居宅介護支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・ 内容及び手続きの説明及び同意
- ・ サービス提供拒否の禁止
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 等

② 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの

①以外のその他の運営に関する基準

2. 指定介護予防支援事業所の有する従業者の員数、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準、事業の運営に関する基準を市町村が条例で定める際の基準 ※基準該当サービスも条例委任の対象

① 厚生労働省令で定める基準に従うこととされているもの

ア 介護予防支援に従事する従業者に係る基準及び員数

- ・ 従業者及びその員数
- ・ 管理者

イ 介護予防支援の事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの

- ・ 内容及び手続きの説明及び同意
- ・ サービス提供拒否の禁止
- ・ 秘密保持等
- ・ 事故発生の防止及び発生時の対応 等

② 厚生労働省令で定める基準を参酌することとされているもの

①以外の介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び介護予防支援の事業の運営に関する基準

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号） 抄

最終改正：平成二六年六月二五日厚生労働省令第七一号

（[法第百十五条の四十六第五項](#) の厚生労働省令で定める基準）

第百四十条の六十六 [法第百十五条の四十六第五項](#) の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 [法第百十五条の四十六第四項](#) の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数について市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 一の地域包括支援センターが担当する区域における第一号被保険者の数がおおむね三千人以上六千人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとすること。

（１） 保健師その他これに準ずる者 一人

（２） 社会福祉士その他これに準ずる者 一人

（３） 主任介護支援専門員（第百四十条の六十八第一項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。）その他これに準ずる者 一人

ロ イの規定にかかわらず、次の（１）から（３）までのいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の上欄に掲げる担当する区域における第一号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の下欄に定めるところによることができる。

（１） 第一号被保険者の数がおおむね三千人未満の市町村に地域包括支援センターを設置する場合

- (2) 市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二条第二項に規定する合併市町村又は[地方自治法](#)（昭和二十二年法律第六十七号）[第二百八十四条第一項](#)に規定する一部事務組合若しくは広域連合であつて、この基準によっては地域包括支援センターの効率的な運営に支障があると地域包括支援センター運営協議会（指定居宅サービス事業者等（[法第二十二條第三項](#)に規定する指定居宅サービス事業者等をいう。）又はこれらの者に係る団体の代表者、居宅サービス等の利用者又は第一号被保険者若しくは第二号被保険者の代表者、地域住民の権利擁護を行い又は相談に応ずる団体等の代表者、地域における保健、医療又は福祉に関する学識経験を有する者等のうち、地域の実情を勘案して市町村が適当と認める者により構成されるものをいう。（3）及び次号ロにおいて同じ。）において認められた場合
- (3) 市町村の人口規模にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合

担当する区域における第一号被保険者の数	人員配置基準
おおむね千人未満	この（1）から（3）までに掲げる者のうちから一人又は二人
おおむね千人以上二千人未満	この（1）から（3）までに掲げる者のうちから二人（うち一人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。）
おおむね二千人以上三千人未満	専らその職務に従事する常勤のこの（1）に掲げる者一人及び専らその職務に従事する常勤のこの（2）又は（3）に掲げる者のいずれか一人

二 [法第百十五条の四十六第四項](#) の規定により、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たって参酌すべき基準 次のイ及びロに掲げる基準

イ 地域包括支援センターは、前号イに掲げる職員が協働して包括的支援事業を実施することにより、各被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、[法第二十四条第二項](#) に規定する介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス又は福祉サービス、権利擁護のための必要な援助等を利用できるように導き、各被保険者が可能な限り、住み慣れた地域において自立した日常生活を営むことができるようにしなければならないこと。

ロ 地域包括支援センターは、当該市町村の地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保すること。